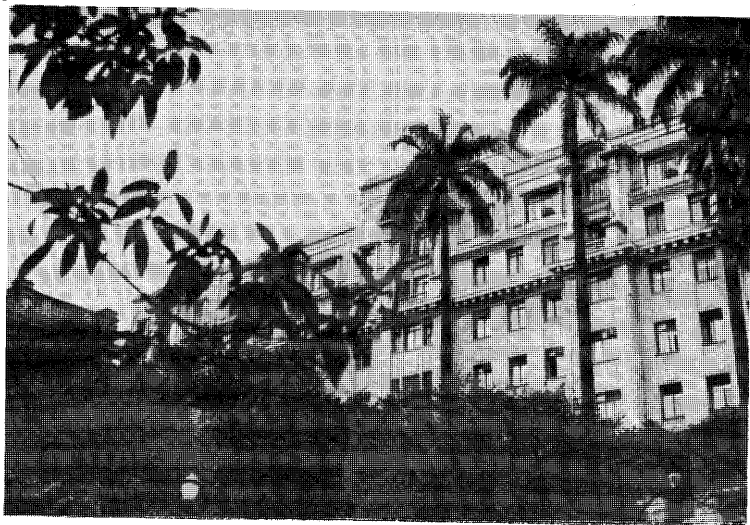


第2章 会社支配の構図



ブラジル最大の企業集団ボトランチン本社（同社資料）

この章ではブラジルの企業が誰によって所有され誰によって支配されているか検討する。ここで言う所有とは資本（株式会社であれば株式）の所有関係のことであり、これに対して支配とはつきつめて言えば企業活動の成果である利潤を受け取る権利、つまり利潤の請求権がどこにあるかの問題である。古典的な企業では両者は一致している。二つを区別するのは、現代企業の特徴である「所有と支配の分離」の結果、利潤の分配に対する請求権が一方的に株主に帰属するものではなく、経営者、労働者、銀行など企業にかかわる多数の経済主体にも実質的に存在するという事情にもとづく。

それではブラジルの企業はどうか。結論から言えば所有と支配がほぼ一致し、支配権が所有者のもとにあるという古典的な企業に近い。以下具体的にみてみよう。

1 会社の所有

● 支配的な閉鎖会社

会社の所有のありかたは会社形態によって大きく異なる。そしてどのような会社形態が支配的であるかは経済の発展段階や社会の仕組みなどによって異なる。現代の経済社会において最も一

般的な会社形態は株式会社であるが、この株式会社でさえ株式がひろく社会に分散している場合もあれば、少数の株主によって所有されている場合もある。

それではブラジルはどうか。表2は所得税の納税申告書をもとに作成したものである。個人会社が少ないのは「零細企業法」によって納税が免除されている企業が多いからである。その結果、会社数からみると有限会社が圧倒的に多くなる。有限会社が多いのは設立が容易で、財務公開の義務がないため企業機密が保ちやすいからである。こうした特徴はのちに述べる家族ないし同族経営にふさわしいものである。外資系企業のなかにはこの形態をわざわざとる企業もある。

表2で収益額をみると株式会社が多い。しかし数のうえでは圧倒的に上場していない非公開会社が多い。収益額でも非公開会社が株式会社全体の三分の二を占める。公開会社は規模の大きな会社が多いが、公開比率は全体に小さい。しかもブラジルの株式会社法では株式全体の三分の二まで優先株を発行できる。したがって、論理のうえでは、会社の所有者は会社支配を維持したままで優先株の発行をつうじて大量の資金調達が可能となる。この制度はある意味では強固な家族支配を前提としたうえで株式の公開を促進することを狙っているといえよう。

公企業には公社 (*empresa pública*)、公私混合会社 (*sociedade de economia mista*) の二つがある。公社は私法上の法人格を与えられたもので、特別の法によって経済活動を営む目的で設立され、その財産・資本がすべて政府に属する会社である。私企業と同じ条件で競争させるため、独占事業を除き、私企業同様の納税義務がある。混合会社も公社とほぼ同じであるが、株式会社

表2 会社形態・規模—1985年財政年度（1984年所得ベース）

	個人会社	合名会社	有限会社	外国企業の 支店・代理店	公企業	
					公社	公私混合会社
会社数	21,331	2,100	214,842	88	172	1,154
A	183	124	10,585	42	94	636
B	0	2	52	7	15	178
総収益合計 ¹⁾	543.0	620.9	58,192.6	468.6	219.9	43,020.8

(10億 Cr. \$)

	株式会社		その他 ²⁾
	非公開会社	公開会社	共合計
会社数	15,807	1,154	279,125
A	6,246	636	18,774
B	314	178	676
総収益合計 ¹⁾	110,626.4	43,020.8	253,194.8

(10億 Cr. \$)

(注) 1) 輸出+国内販売（再販は含まず）。

2) ほかに労使混合会社，合資会社，株式合資会社，協同組合，民法上の法人，匿名会社などを含む。

A 総収益30億クルゼイロ（Cr. \$）以上，1,500億クルゼイロ未満。

B 総収益1,500億クルゼイロ以上。

換算率（1985年平均）は1 US\$ = Cr. \$ 6,200.4

（出所）Ministério de Fazenda, *Imposto de renda pessoa jurídica* 1985, Brasília, 1988から作成。

形態をとり、その議決権株式の過半数が政府に属するものである。株式の一部は市場で公募され取引されている。これら公企業は総収益の六分の一を占めている。

全体にブラジルの会社は資本が公開されていない閉鎖会社が多い。

● 家族所有

次にブラジルの民族系大企業（ブラジル人が資本の過半数を所有する企業。なお本書では民族系企業、公企業、外資系企業と断らない限りは、ブラジル企業一般を指すことにする）が誰によって所有されているかをみよう。この分野での広範な調査は乏しい。多数の企業の（最終的な）所有者が誰かを特定するのは容易ではない。個人を特定できてもその家族関係を識別するのは難しい。その点ベスレム（Bethlem, A. de S.）の調査はブラジル企業の所有関係のイメージを得るのに都合のいいものである（表3参照）。これはガゼッタ・メルカンティル紙の『年次報告』（*Balanco anual*）の主要三〇〇企業グループ（純資産額による）の最終的な所有者を分類したものである。

二七八グループ（二二グループは不明）のうち個人の所有によるものが三一・七％、一つの家族の所有による企業が四一・四％である。さらに二家族、二個人、三家族または三人以上七人以下の個人による所有は、それぞれ二・一％、二・九％、一五・八％である。つまり、ブラジルの企業グループはそのほとんどが家族または同族の所有のもとにあるといえる。合わせて九三・九％になる。とくに多いのが一家族および一個人であり、両者をあわせると七三・一％になる。この

表3 300企業集団の所有—1983年

所有の形式	企業集団規模別				合計	
	最上位60集団		61-300位集団		数	%
	数	%	数	%		
1. 1 個人の所有 (小計)	22	36.7	66	30.3	88	31.7
(1) 議決権の90%以上	1	1.7	16	7.3	17	7.8
(2) 50%以上90%以下	19	31.7	35	16.1	54	24.8
(3) 50%未満	2	3.3	15	6.8	17	7.8
2. 1 家族の所有 (小計)	26	43.3	89	40.8	115	41.4
(1) 議決権の90%以上	6	10.0	14	6.4	20	9.2
(2) 50%以上90%以下	15	25.0	48	22.0	63	28.9
(3) 50%未満	5	8.3	24	11.0	29	13.3
(4) 不明	—	—	3	1.4	3	1.4
3. 2 家族の所有 (小計)	2	3.3	4	1.8	6	2.1
4. 2 個人の所有 (小計)	—	—	8	3.7	8	2.9
5. 3 家族または3人以上7人 以下の個人の所有 (小計)	4	6.7	40	18.3	44	15.8
6. 「公開」の所有 (小計)	6	10.0	11	5.0	17	6.1
(1) 分散(7人超の個人)	2	3.3	8	3.7	10	4.6
(2) 財団	2	3.3	1	0.5	3	1.4
(3) 組合	1	1.7	1	0.5	2	0.9
(4) 外国企業の少数出資 (小計)	1	1.7	1	0.5	2	0.9
合計(1~6)	60	100.0	218	100.0	278	100.0
7. 不明	—	—	22	—	22	—

(出所) Bethlem, A. de S. (1989)

ことは多くのグループがいまだ相続を経験していないか、あるいは会社の所有権の継承が排他的になされていることを意味している。これに対して多数の株主の存在、財団、組合組織の所有のもとにある企業グループは全体で六・一％に過ぎない。こうした所有の状況は、規模によって企業グループを二つに分けても、基本的に変わらぬ。より規模の大きい六〇グループをみると、「公開」の所有のもとにある企業の比重は増加するが、なお一〇・〇％と少ない。他方で一家族および一個人の所有の比重はむしろ高い。

企業が家族所有のもとにある理由として、ブラジルの社会組織における家族の重要性、移民社会に起因する相互の信頼性の不足、企業規模の小ささからくる外部資本の必要性の欠如、資本市場の未発達が挙げられよう。

家族はブラジル経済・社会生活の基本的な単位である。ブラジルの家族とは家長のもとに形成される大家族から、さらに父系・母系につながる広い親族を指すことが多い。相互扶助関係を維持するためや（例えば代父制度による）、有力な家族の一員になりたいといった願望のため、家族の範囲は拡張する傾向にある。こうした家族制度あるいは家族観は農村社会に基礎をおいたものであり、都市化の進展、都市生活の普及によってそれらは後退してきているが、なお上層階級にとってどの家族の出身であるかは重要な問題である。企業グループの創立者はまず個人企業から出発して、事業が発展するに従い兄弟、親族を事業の共同出資者とした。さらに事業基盤を強化したり、新しい事業に参加するなどの契機に他の有力な家族と姻戚関係を結んだ。

家族所有は婿養子という手段によっても補強された。のちに詳しく述べるようにブラジルでは所有と支配の分離はない。しかし創業者の二代目や三代目が有能であるという保証はない。そこで女婿を後継者とする例が数多い。これはブラジルが双系的な社会であることと関連している。

家族所有はブラジルが多種多様な人種から構成される移民社会であり、かつ契約の尊重という觀念が定着していなかったこととも関連したであろう。したがってビジネスは家族と一部の心をゆるした人々によって営まれることになった。

ブラジルの民族系企業グループの規模は小さい(第6章参照)。とくに資本集約的部門に位置する企業が少くない。そのことは外部資本の必要性を減少させた。しかし、資本市場の量的、質的な発展の遅れという理由が他方にあった。株式市場の規模は小さく資金調達手段としては不十分でかつ、株式保有の分散化が進展していなかったため、市場へ過度な依存は会社の支配権の喪失をもたらす危険があった。

2 持株会社

ブラジルの民族系企業は家族による会社支配の維持、傘下企業の経営統制の手段として持株会社が広範にもちいれられている。ここではその機能をみよう。

●持株会社の機能

持株会社の目的、機能はさまざまであるが、主なものを列挙すれば、下記のとおりとなろう。

- (1) 会社支配の維持
- (2) 会社支配の継承
- (3) 企業集団の統制・調整
- (4) 対外折衝
- (5) 利益の内部留保

このうち(1)の会社支配の維持は自明であろう。会社支配は常に脅威にさらされている。企業に参加する家族構成員の拡大は、構成員による企業の利益、持分に対する請求権を強め、時には企業の分割にまで至るであろう。こうした脅威はとりわけ相続のとき深刻な危機を企業にもたらす。持株会社はこうした危機を弱め、会社支配の継承を容易にする。ブラジルのように「家産」の觀念がなく均分相続がなされるところでは、会社支配の継承のうえで、持株会社の役割は大きい。

持株会社は利益の内部留保のうえからも求められる。会社家族の配分要求に対し利益を内部留保し、企業成長に充当させるということである。もちろん傘下の事業会社の株主が家族以外にない場合にはその事業会社に利益をプールすることもできる(この面での持株会社の役割は必要ない)。しかし家族以外に株主がいる場合、かれらの配当請求があり(また株式会社法によって利益の一定

率の配当が義務づけられている) 同率の配当が家族に対しても当然に適用されてしまう。

持株会社の役割にはほかに企業集団の統制・調整がある。事業内容の多様化、多数の企業の存在はそれらの統制と相互の調整を必要とさせる。事業内容、投資の決定・調整、グループ内取引条件(価格など)の決定その他が必要となる。政府、銀行交渉など対外折衝も持株会社の役割となる。企業集団全体での政治力、信用力が問題になるからである。

これらの持株会社のさまざまな機能のなかでブラジルでは何が一体重要なのであろうか。この問題に対する答えをだすまえに、会社支配の発展過程のなかでどのように持株会社が生まれてくるのかをみてみよう。図1はその過程を単純化したものである。

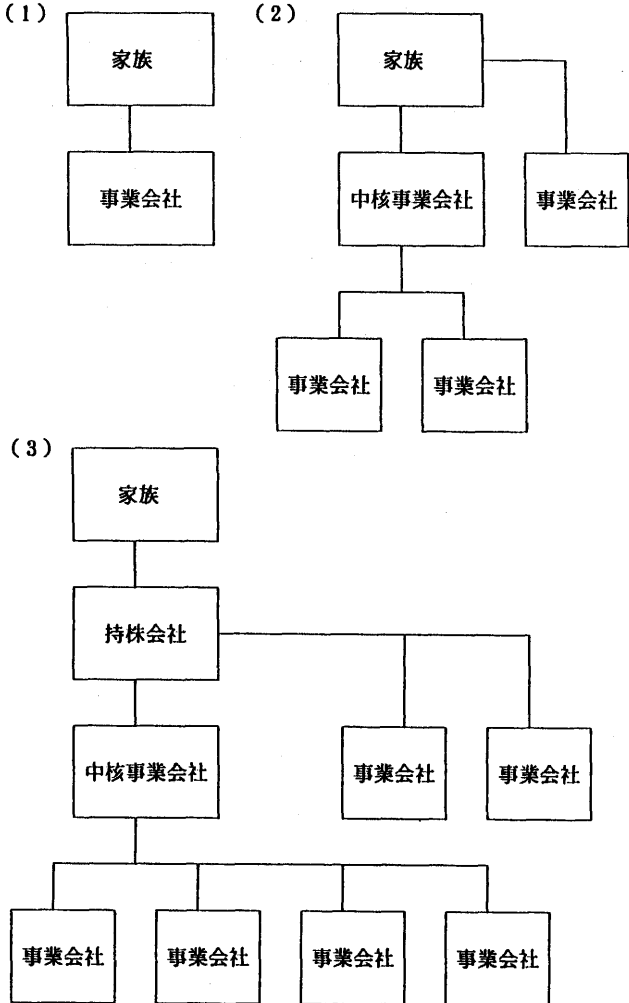
第一段階は家族によって事業が開始される創業期である。会社は家族によって直接支配されている。創業期を経て家族は利益の一部を別の事業に投資する。その場合新しい会社に家族が直接出資する場合もあるが、それ以上に既存の会社の子会社として設立されることが多い。その理由は新しい事業が多くの場合既存の事業と経済的、技術的な関連をもっているということと、新しい事業会社への出資が既存会社にプールされた資金によってなされるからである。こうして既存会社はグループ全体の中核会社ないし「親会社」となる。この場合親会社はグループの中核的な事業会社であるとともに、あらたに設立された子会社の持株会社の機能を果たしている。これが第二段階である。この段階ではグループの売上、資産の大半は親会社に集中している。子会社の利益の一部は配当の形で親会社に移転する。親会社は自身の経済活動による利益に加えてこうし

た非経常収益をもとに新たな事業を展開することになる。

第三段階は持株会社の出現である。持株会社が設立される契機は先に述べたとおりであるが、この段階では、相続による支配の継承という問題がまだ現実のものではない企業では、利益のほとんどを企業成長に充当するという理由が大きい。会社支配、企業集団の統制・調整、対外折衝は中核企業ないし親会社によっても可能であるからである。続く第四段階は、家族・持株会社・中核会社・事業会社という第三段階の重層的な組織からより水平的な組織に移行したものである。こうした移行の契機は事業範囲の拡大である。かつての中核会社の事業に関連しない事業の増加である。その結果中核会社がグループのほとんどの企業の親会社である必然性はなくなる。新しい会社が家族の直接出資で設立されるケースも多くなる。こうした事業の多様化、多数の企業の設立は会社支配、企業集団の統制・調整、対外折衝などの面での持株会社の機能の重要性を増加させる。そこでかつて中核企業がもっていた持株会社の機能はグループ全体の持株会社に移行される。

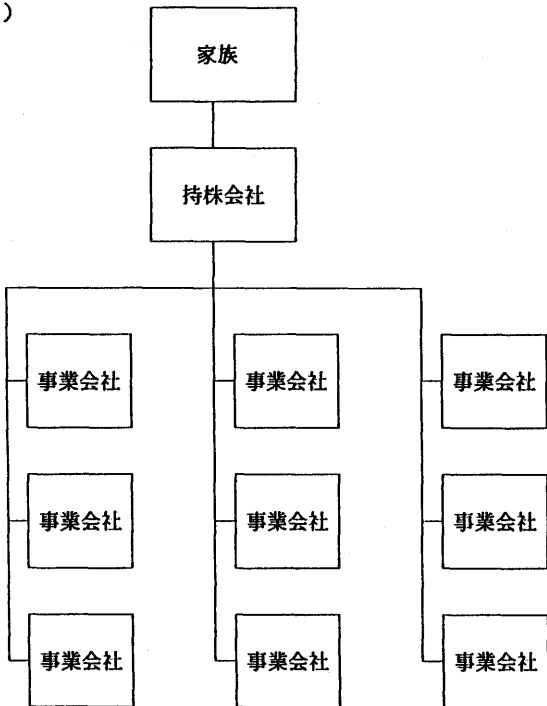
実際には第三段階と第四段階の中間段階があろう。事業ごとに中核企業が存在し、それらが傘下の会社支配、企業集団の統制・調整、対外折衝をおこなう。例えばエリリング (Hering) グループは綿織物、油脂、食肉と事業を拡大してきたが、それぞれの事業ごとに中核会社が存在しサブグループの企業の支配、統制・調整などをおこなっている。ここでは中核会社が持ち株会社の機能を果たしているわけである。ブラジルの企業集団は、会社支配の発展段階でいえば、第三段階

図1 会社支配の発展



第2章 会社支配の構図

(4)



(出所) Lodi, J. B. e E. P. Lodi (1987) を参考に筆者作成。

と第四段階の中間段階にある企業が多い。

●会社支配の継承

企業が何世代か経ると会社所有に参加する構成員の数が増加する。その場合会社支配の継承の問題は企業にとってきわめて重要なものとなる。実際の支配の継承にはいくつかの形態がみられる。

- (1) 会社分割
- (2) 排他的な支配継承
- (3) 広範な同族支配

第一の会社分割の例はピアジ (Biagi)、ヴィディガル (Vidigal) グループである。ピアジ・グループの創立者であるペドロ・ピアジは煉瓦・瓦製造から製糖へと事業を拡大したが、彼の死後に起こる財産争いを恐れて、自らが築いた企業に価格と利子を設定して、四人の息子たちに分割払いで売り渡した。代金の取立では厳格におこなわれ、それは彼の老後資金と子女への遺産となった。こうして四人はそれぞれ農業、製糖・建設・医療機械、重機械、肥料と自らの分野に散っていった。この中で最も成長したのが三男が引き継いだ重機械を中心とするザニニ (Zanini) グループである。

会社分割のもう一つの事例はヴィディガル・グループである。銀行業から出発したこのグルー

プは第二世代で金融グループであるメカンチル・デ・サンパウロ (Mercantil de São Paulo)、鉄道機材・鋳物・自動車部品などを事業とするコブラズマ (Cobrasma)、銅管など金属業のコンファブ (Confab) の三つのグループとなった。それぞれ三人の息子によってが経営されており、相互の資本関係はほとんどない。

第二の排他的な支配継承の事例は多い。食品・繊維・化学・紙など多種多様な事業を営み、かつてはブラジル最大の企業集団であったマタラゾ (Matarazzo) が一つの例である。長い歴史をもつマタラゾが単一の家族によって支配されているのは、二代目・三代目の後継者の決定が排他的になされたからである。二代目のフランシスコ・マタラゾ・ジュニアは支配権を受け継ぐと兄弟を経営から遠ざけた。三代目は遺言によって実務経験のないマリア・ピアと決定された。これは二代目が相続をめぐる息子たちの争いを避けたからだったといわれる。長年父を補佐してきた息子達は裁判で争ったが、結局は排除された。

多様な機械を事業とするデジニ (Dedini) も排他的に支配権が継承された例である。創業者マリオ・デジニは後継者に女婿ドビリオ・オメットを選んだ。デジニ・グループの会社支配組織をみると最上位の持株会社はドビリオ・オメットとその三人の子供達が所有している。マリオ・デジニの実際の息子を含め他のデジニ一族は、より下位の持株会社の所有者ではあるが、上位の持株会社から排除され、会社の支配権をもっていない。

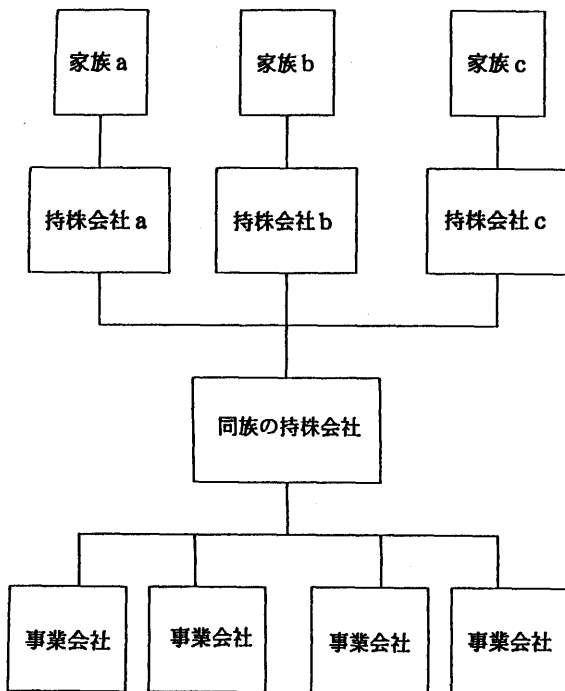
女婿を排他的に後継者とした例はほかに、鋳工業部門最大の企業集団であるポトランチン (Vot-

torantin)がある。セメント・アルミ・化学・重機械などを事業とするポトランチンは現在は三代目が経営にあたっているが、創業者ペレイラ・イグナシオは息子たちを排除し、女婿エルミリオ・モラエスを後継者とした。

以上のような会社分割、排他的な支配の継承に比べて、(3)の広範な同族支配の場合、支配関係は複雑な形態をとる。図2のような形が一般的である。

例えば紙・パ、陶器などの有力企業グループであるクラビン (Klabin) が典型である。クラビンはマウリシオ、ソロモン、ヘッセルのクラビン三兄弟および彼らの従兄ミゲル・ラッフェルによって設立され、現在は三世代目(および四世代目)が企業を支配している。具体的には中核企業であり他の事業会社の持株会社を兼ねるクラビン紙・セルロース工業株式会社(IKPC)は、クラビン三兄弟の家族が所有する持株会社(Klabin Irmao & Cia.)およびラッフェル家が所有する持株会社(Horacio Klabin & Filho S/C Ltda.)によって支配されている(他に投資果実を目的に多数の企業に投資をおこなっているモンテロー・アラリーニャMonteiro Aranha S.A.の資本参加がある)。ここでは前者が言わば同族の持株会社である。そしてこの持株会社にはクラビン三兄弟がそれぞれ所有する持株会社が参加している。これらの三家族も三世代を経ているためそれぞれが大きな家族(同族)を形成している。そこで、それぞれの所有する持株会社にさらに上位の家族ごとの持株会社が形成されている。こうした重層的な持株会社によって家族間の利害の調整を通じて同族支配の安定が維持されているのである。同族はまた経営者の供給源でもあるが、その場

図2 同族支配の形態



(出所) 筆者作成。

合も家族↓複合家族↓同族という経路をへて代表者を送るといふ形で経営陣が決められていくのである。

このようにみていくと、持株会社の最も重要な機能、成立要因は、家族（同族）支配が一般的なブラジルにおいては、会社支配の継承であることがわかる。他の機能は持株会社以外でもかなりの程度可能だからである。

3 会社は誰のものか

このようにブラジルの企業は家族によって所有されている。しかしそのことをもってブラジルの企業が家族によって支配されていると即断することはできない。もしかしたら家族は単に資本を所有しているに過ぎず、実際の経営は株式をもたない専門経営者によっておこなわれているかもしれない。あるいは従業員が経営に「口出ししている」かもしれない。融資をおこなっている銀行が経営を監視してもいるだろう。そこで企業を支配しているのは誰なのかを検討する必要がある。

● 企業類型

この点をブラジルについてみるまえに青木昌彦（青木、一九八四）に従って、会社支配の型から企業を類型化してみよう。

企業は株主、労働者、経営者、銀行、取引先企業、消費者など多様な経済主体と利害関係を結んでいる。企業の目的については従来「株価最大化仮説」、「経営者の効用最大化仮説」、「労働者の効用最大化仮説」などがあった。株価最大化仮説の基礎となっているのは企業が資本所有者である株主（だけ）のものであるという考えかたであり、企業活動の成果である利潤はすべて株主に帰属することになる。この考え方では経営者は株主の単なる代理人にすぎない。しかしながら、こうした考え方は現代の企業の現状とは一致しないものである。パーリミーンズ、ウイリアムソン、マリスなどの経営主義論は、経営者を株主とは独立した目的・効用関数（例えば企業成長、市場シェア、それらを通じる威信、名声など）をもつ存在とみた。主にアメリカの経験にもとづく経営者の効用最大化仮説にたいして、ドイツでみられる労働者の経営参加の事実をふまえて、（第一の仮説が賃金を与件としたのとは反対に、株主への配当を外生的な与件として）企業の目的を従業員の効用最大化とする考えかたがある。

これらは企業目的が単一の主体の効用の最大化にあるとしてしているが、これに対して青木は企業目的がさまざまな（企業を構成する）主体の共同の利益を最大化することにあるとする。青木の

描く企業は「交渉ゲームとしての企業」であり、そこでは経営者が株主と労働者の利害を調整する「中立的裁定者」の役割を担う。言うまでもなく日本企業がこの典型である。企業が組織されるのは、企業に参加する主体が個別に保有する資源を利用して得られる以上の所得を生み出すからである。利潤は企業の組織化に対する報酬といえよう。チームワークが生み出す余剰は「組織的準地代」である。こうした余剰は、もしその構成員が離脱した場合、失われてしまう。例えば労働者の労働能力がある。それは企業に特殊な部分がある。それが「組織的準地代」を生み出す。そうした余剰は労働者が会社を辞めた場合消えてしまう。そこで労働者の発言力は増加するが、他方特定の企業に特殊な労働能力は他の企業では通用しないから、一方的に彼らの発言力が強まるわけではない。つまり特殊な労働能力にとって能力は強みでもあり弱みでもある。企業とはこうした性格をもった構成員が組織的準地代の分配をめぐる交渉する場となる。このような理解に従えば、経営者の中立的裁定者としての役割が重要とはいえ、企業は絶対的支配者をもたず共同支配のもとにあるといえよう。

● 経営者は代理人

それではブラジル企業の支配者は誰か。

ブラジルの企業は経営者もまた会社の所有者である家族の場合が多い。例えば一〇〇年以上の歴史をもち、現在では株式が広く分散しているエリング・グループでも、エリング姓をもつもの

は取締役会十二人のうち五人、監査会十五人のうち六人をかぞえ、エリング家の三代目当主インゴ・エリングが監査会会長、四代目イヴォ・エリングが取締役社長の職にある（証券取引委員会 Comissão de Valores Mobiliários - CVM 資料、1989年5月30日）。このような状況は大なり小なり他の企業でも同じである。

ブラジルの会社法制もこうした家族支配を踏まえたものである。株式会社の経営機構は株主総会、監査会（conselho de administração）、取締役会、監査役会からなる。会社業務の執行は監査会、取締役会の二つによっておこなわれる。監査会の設置は公開会社、授権資本会社の場合に義務づけられており、他の場合は取締役会のみによっても業務を執行できる。監査会は合議体であり、その権限は①会社業務の一般方針の決定、②取締役の任命、解任、その権限の決定、③取締役の業務監査、④総会の招集、⑤契約などの事前説明など幅広い。監査会はブラジルに居住する最低三名の株主から構成される。その選任は株主総会による。これに対して取締役会は会社代表の権限をもち、日常的な業務の執行をおこなう。取締役会は最低二名で構成され、選任は監査会（監査会がおかれない場合には総会）によっておこなわれる。

つまりブラジルの株式会社では監査会が強い権限をもっている。監査会の制度は一九七六年の株式会社法によって導入されたが、それがねらっているものは株主の利益の強化、株主権の保護であり、それをつうじてブラジル企業の株式の公開を促すことにあるが、直接的には家族支配を強化する効果をもつ。株式会社法では企業はその株式の三分の二まで議決権のない優先株を発行で

きる。これもまた家族所有を前提としたうえで株式の公開を促すことにあった。

●労働者の発言力

それでは労働者の発言力はどうか。第4章および第5章で詳しく述べるように、ブラジルの企業では内部労働市場の形成の度合いが小さい。転職が頻繁になされ、労働者の企業へのコミットメントは小さい。賃金は企業外で職種ごとに形成される相場賃金によって決まる度合いが大きい。一九八〇年代までベースアップは政府の定める改定率によるものであった。言い換えれば賃金が企業の利益水準に従い決まることはなかった。労働組合は産業別であり、企業の利益水準に関係なく決められ、しかも労使交渉は賃金に矮小化されてきた。

労働者の企業へのコミットメントの度合いに関してゴンサルベスによる興味深い調査(Gongcalves, J. S. R. C., 1985)がある。自動車メーカーの六六四人の工員に対してなされたこの調査によれば、企業の役員、部長についてはそれらが誰かということを知っている者は全体の5%から10%程度に過ぎない。課長・係長レベルでは、直接関係しない管理部門の長で5%程度、生産部門の長でも三五%程度である。つまり現場の労働者はせいぜい職長位までしかそれが誰であるかを特定できないのであろう。労働者は、例えば原材料のように、企業にとっては必要に応じて調達する存在にすぎない。

加えて、次章(第3章)でみるように、ブラジルでは企業が銀行と継続的な取引関係にない。

第2章 会社支配の構図

メインバンク制もない。

要するに実質的に会社を支配しているのもやはり会社の所有者である家族なのである。そこでの経営者の位置は株主の代理人としてのそれである。